

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 25 年 6 月 19 日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成25年5月20日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会者が内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業は「保険業」に該当するものとされている。

そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して、事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して保険業に該当するかどうかを判断する。なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサー

ビスを行う場合は、保険業に該当しない。」とされている（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－１－１（１）（注２））。

これに照らすと、照会者が、照会書に記載された範囲において、販売代理店を通じて一般消費者等（以下「エンドユーザ」という。）に対して住宅設備機器（以下「本件商品」という。）を販売する際、エンドユーザから保証料を徴収して、故障時の修理・交換等の保証期間を延長するサービス（以下「本件サービス」という。）を提供することは、以下の事情等を総合的に勘案すると、「物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合」に該当するものといえる。

- ① 本件サービスの申込みは、本件商品購入時に行われるものであること。
- ② 照会者は、本件商品の販売に当たって、10年間無料で故障時の修理・交換等を行うサービス（メーカー保証）を提供しており、本件サービスは当該メーカー保証の延長として位置づけられること。
- ③ エンドユーザに対する本件サービスの責任主体は照会者とされ、照会者自らが本件商品の故障時の修理・交換等を行うものとされていること。
- ④ 本件サービスの運営は、第三者（以下「運営委託先」という。）に業務委託することとされているが、照会者は、運営委託先から本件サービスの運営状況について定期的に報告を受けることとし、また本件サービスの運営が不適切な場合には指導・是正を行い、改善が見られない場合には契約解除等の措置をとることが当該業務委託契約の締結の前提とされていること。
- ⑤ その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないこと。

したがって、照会者が内閣総理大臣の免許を受けずにエンドユーザに対して本件サービスを提供した場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

ただし、本回答は、照会のあった具体的事実のうち、照会者が将来行おうとする上記行為を対象とするものであり、運営委託先等が将来行おうとするその他の行為について、「保険業」に該当しないとするものではない。

以上